

令和4年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和4年12月16日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和4年12月16日 9時30分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和4年12月16日 14時06分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	2 番	松 本 俊 清		3 番	由 本 好 史		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和4年第4回笠置町議会会議録

令和4年12月16日～令和4年12月22日 会期7日間

議 事 日 程 (第1号)

令和4年12月16日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第3号 令和4年度笠置町一般会計補正予算(第3号)に伴う専決処分の承認を
求める件
- 第5 承認第4号 笠置町議場音響等システム改修事業委託契約締結に伴う専決処分の承認
を求める件
- 第6 議案第34号 裁判の和解の件
- 第7 議案第35号 権利の放棄の件
- 第8 議案第36号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第9 議案第37号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第10 議案第38号 笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第11 議案第39号 職員の定年等に関する条例一部改正の件
- 第12 議案第40号 職員の勤続時間、休暇等に関する条例一部改正の件
- 第13 議案第41号 笠置町職員の公益法人等への派遣等に関する条例一部改正の件
- 第14 議案第42号 笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 第15 議案第43号 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例一部改正の件
- 第16 議案第45号 笠置町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件
- 第17 議案第46号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第18 議案第47号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定の件
- 第19 議案第44号 笠置町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例一部改正の件
- 第20 議案第48号 笠置町職員の退職管理に関する条例制定の件
- 第21 議案第49号 笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件
- 第22 議案第50号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件
- 第23 議案第51号 令和4年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件
- 第24 議案第52号 令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件

第25 発議第1号 G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、I
C Tを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する
意見書の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

12月も半ばを迎え、いよいよ今年残すところあと少しとなりました。寒さも厳しくなりますので、しっかりと体調管理をしていただきますようお願いいたします。

本日、ここに令和4年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。本定例会に提案されます案件については、慎重な御審議をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症等の予防のためにも御協力いただきながら、なるべく密を避けるためにも、議会運営がスムーズに進みますよう、併せて皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） ただいまから令和4年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、松本俊清議員及び3番、由本好史議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（大倉 博君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの7日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月22日までの7日間に決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

10月18日、水害から国民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境の確保を図るため、

各府県の相違を集結して治水事業の推進を図るため、近畿治水大会が福井県の福井県民ホールで開催され、向出総合常任委員長と共に出席をいたしました。

11月1日、京都府立京都学・歴彩館におきまして、京都府町村議員研修会が開催され、議員の皆様と共に出席をいたしました。議員としての資質のさらなる向上と情報収集を図るため、大正大学の教授及び政治ジャーナリストの講演を拝聴いたしました。

11月7日、京都市内におきまして、内外情勢調査会京都支部懇談会が開催され出席いたしました。京都府知事による講演を拝聴いたしました。

11月10日、東京都のNHKホールにおきまして、第66回町村議会議長全国大会が開催され、出席いたしました。我々町村議会議員が一貫して築き上げた地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を図るため、全国の町村議会の総意を結集いたしました。

そのほか、10月16日に京田辺市市制25周年記念式典に、また11月16日には、城陽市市制50周年記念式典に、それぞれ出席をいたしました。

これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

これで議会報告を終わります。

議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査し善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第4回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

この冬は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されており、これまでにない規模での感染拡大、医療逼迫が心配されているところでございます。皆様には、改めてしっかりとした対策をしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、町政についての状況について御報告させていただきます。

11月13日に、第2回目、または第3回目の接種から5か月以上経過された住民の方々を対象にワクチン接種を行いました。また、今月18日には5回目となる方を対象にワクチン接種を実施いたします。9月26日以降、感染者数の公表方法が変更となりまして、町内の感染状況は公表されておりませんが、軽症や無症状である方など感染された方もおられます。冒頭でもお話いたしましたように、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同

時流行が懸念されておりますので、それぞれのワクチンの積極的な接種をお願いするとともに、小まめな換気や手洗い、場面に応じたマスクの着用など、対策をいただきますようお願い申し上げます。

次に、9月議会で御承認いただきました物価高騰等対策支援事業についての御報告をいたします。

地域振興券・共通商品券の配布事業につきましては、12月1日から令和5年2月末までを有効期間として配布いたしました。地域振興券につきましては、12月5日に笠置町商工会において1回目の換金が行われ、200万を超える換金があったと報告を受けております。また、マイナンバーカードをお持ちの方への活用助成金は、既に300人を超える方に振込を行い、マイナンバーカードの申請率も現在60%を超えているという状況でございます。笠置未来っ子給付金については、18世帯、対象者29人の方々への振込が完了しており、全ての事業について有効に活用いただいていると実感しております。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、承認が2件、議事案件は補正予算2件を含む19件の21件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第4、承認第3号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） それでは、承認第3号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援事業として、非課税世帯への交付金事業及び9月議会で承認いただきました物価高騰対策等対策支援事業への追加交付を早期に実現するために10月31日付で専決を行いましたので、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出総額15万2,845万円に2,297万1,000円を追加し、歳入歳出総額は15億5,142万1,000円となっております。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第3号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件につきまして説明させていただきます。

先ほど町長が申しましたように、9月議会で承認いただいた物価高騰等対策支援事業の追加交付、また電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援事業を実施するため、10月31日付で専決処分を行い、執行させていただいているところでございます。

追加しました額は2,297万1,000円となっており、総額は15億5,142万1,000円となるものでございます。

それでは、総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出について御説明させていただきます。

まず、7ページをお願いいたします。

7ページ、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金で総務費補助金といたしまして990万8,000円、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で物価高騰等対策支援事業の追加交付を進めるための補助金でございます。

2目民生費国庫補助金1,424万3,000円につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰等重点支援事業交付金といたしまして事業費と事務費を計上して追加したものでございます。

19款の繰入金、1項基金繰入金につきましては、9月議会で一般財源として基金の繰入金を計上しておりましたが、国庫補助金の交付が見込まれましたので財源振替を行ったものでございます。

それでは、続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。

8ページ、まず1款議会費ですが、先ほど歳入で財源振替を行いましたもので一般財源から国庫支出金に振り替えたものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、企画費のうち、総務財政課所管のものとして物価高騰等対策支援事業の地域振興券とそれの換金に係る負担金を計上しております。

1,173名分の負担金と印刷製本費を計上したものでございます。総務財政課の分は以上となります。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算について御説明をさせていただきます。

8ページ、下段をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で1,424万5,000円の補正を計上させていただいております。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業ということで上げさせていただいております。これにつきましては、国の令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領に基づき、非課税世帯に対し1世帯当たり5万円を給付するものでございます。需用費としては15万8,000円、封筒代等でございます。役務費としては郵送料として9万3,000円を上げさせていただいております。また、負担金補助及び交付金では、給付金並びにシステム改修に関わる費用を計上させていただいております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で200万円の予算を計上させていただいております。9月補正で予算計上いたしました笠置未来っ子応援対策事業につきまして、対象者1人当たり3万円を5万円に増額するものでございます。財源といたしましては、先ほど総務財政課長のほうからも説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の中で物価高騰等対策事業商工観光課分でございますが、地域振興券の換金業務に係ります費用といたしまして委託料で43万1,000円を計上しております。商工観光課が所管いたします歳出予算につきましては以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

8ページの2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の物価高騰等対策支援事業についてお伺いいたします。

この事業については、9月補正で、1人当たり町内事業所で使用する地域振興券1万円と、町外事業所で使用できるギフトカード商品券5,000円を交付するというものでしたが、

今回の補正で地域振興券を5,000円増額して支給されました。地域振興券については、以前商工会がプレミアム商品券を販売するのに付与されているのに、どうして地域振興券を支給するのかといった質問をさせていただきましたが、どういう現状把握をされてこの地域振興券を増額支給されたのかお伺いたします。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

9月議会のときにも、予算の審議のときに由本議員から同様の御質問をいただいております。商工会のほうでされているプレミアム商品券につきましては、購入ということもあったのかと思いますが、最終的には完売したというふうに聞いております。

今回、1万円から1万5,000円に振興券を上げさせていただきましたが、最初の通知の段階で御不要な方には申出願いしますというふうな通知もさせていただきましたが、期限までにそういった申出があった方はいらっしゃいませんでした。先ほど町長の行政報告の中にもありましたように、有効期間の12月1日から5日の換金の日までに既に200万以上の換金があったということも聞いておりますので、事業所さんにとっても住民の方にとってもよかったのではないかとこのふうには感じております。

状況把握というところをおっしゃっていただきましたけれども、この事業といたしましては町内事業者さんの経済の補填も考えられましたので、申出がなかったというところで、皆さん快く受け入れていただいているものと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今回、物価高騰等対策支援事業として地域振興券を1人当たり1万5,000円支給されました。笠置町では使用できる店が少なく、品数も多くありません。物価高騰対策としてもっと使い勝手のよい使用がなかったのか。例えばギフトカードの商品券、こちらを増額するという選択肢はなかったのか。

また、9月補正予算では対象者が1,180人だったと思いますが、今回1,173人分で予算計上されております。そのあたりの理由を併せてお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、事業者さんの登録は確かに商工会を通じてしていただきまして、商工会の実施されているプレミアム商品券の登録事業者さんでも、2事業者さんほど今回のほうには登録いただけていないというところもございましたが、確かにギフトカードのほうを増額するというのは喜ばれるかとは思いますが、先ほど言いましたように町外事業者さんにつきまして支援という形も取りたいと思いましたので、地域振興券のほうを重点とさせていただいたものでございます。

それから、人数なんですけれども、9月の補正計上のときに9月1日の住基の人数ということで積算をしましたが、予算の算定期間で1,180人を見込んで計上したものでございます。実際補正予算のときに今回の3号補正のときには9月1日現在の人数が確定しておりましたので、その確定の人数で1,173人というふうに計上させていただきました。9月補正のときに1,173人という、1日の人数の把握が難しかったもので積算上の人数となりましたので差が生じたものとなっております。御了解ください。失礼します。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

まず、このあたりの精算も、そしたら7名分をまたちゃんとされるということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今回、笠置町地域振興券と併せて取扱店一覧が同封されましたが、各店舗がどういった商品を取り扱っておられる店舗なのか判断がつかない店舗が散見されております。もう少し親切丁寧に、この店舗はこういった商品を取り扱っているとか、また店舗の位置図を同封していただきたかったのですが、どうしてこういった対応ができていなかったのかお尋ねいたします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

由本議員おっしゃっていただいたように、同封させていただいた一覧には事業所名しか載せられておりませんでした。それ以降、住民さんのほうからも事業内容がちょっと分かりにくいというようなお話もいただきましたので、現在ホームページのほうで事業所と事業内容が分かるような形で一覧表で掲載させていただいております。事前にそういった対応ができたならよかったんですけども、現在はそういった形でホームページのほうで掲載させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

先ほど不要な方は申出をということで特になかったということで、特に住民、業者を含めて喜ばれているのではないかというふうに言われましたけれども、何人かの方から使い勝手が悪い、使いづらい、本当にこれは意味があるのかとか、そういう声もお聞きをしています。なので、今後も同様の事業があったときにそういう認識の下で対応されていいのかということがあると思うんです。プレミアム商品券の場合は、購入する方が任意で自分の意思で買うものなんですね。今回は給付をするということなのでやっぱり差があると思うんです。そういう認識では、今後も同様の事業があったときに本当にこれが住民が喜ばれているのか、本当によかったのかということに差が出てくると思うんです。そのあたりについては、やはりもう少し認識を改められて、もう少し住民の実際の声とかを把握されたほうがいいのではないかなと思うんですね。先ほどの答弁では、もうこれでよかったんだだけでしたけれども、そのあたりについてはどのようにお考えなのか、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

住民さんのぼうから確かにそういうお声をいただいたことは、役場のほうにも直接入ってきておりますけれども、先ほど言いましたように期日までの申出はお名前もお聞きしましたけれども、その方もいや、使うからもらいますよと、ただもうちょっと使いやすいものにしてほしいなというお声もいただいております。

今回の事業につきましては、先ほど来言っておりますように、町内の事業所さんへの支援と住民さんへの物価高騰等の対策の支援と両方を兼ねた事業となっております。国の施策の中での要綱等もございますので、今後、同様の事業をまた地域振興券の配布なりが対象となってくるようなものでございましたら、今までいただいております住民さんの御意見というのは聞かせていただかないといけないと思っております。商品券とかになりますと、たばこであったりとか、同じような商品券が買えないとかというのもございますので、そこらの工夫はこれからも必要なのかなとは思っております。

事業につきましては、今後どのような形で国のほうから下りてくるのかも分かりませんが、そのときの対応として十分御意見を伺いたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

一定の効果があつたというふうな今答弁がありましたけれども、じゃ、この事業、国からお金が降ってきたからこれをやりましたじゃなくて、住民さんが券を配ったら反応が見えたと、これからのこの事業を何か発展させていくような考え方というのは、今の答弁に重なるところあるかもしれないですけども、例えば町外向けの方にこういう券が発行できる、地域通貨みたいなものですよ、ができないのか。町民やから使うところが限られているのか、でも外の方が応援する部分というのが笠置町に少ないとするのであれば、地域通貨みたいなものを発行したときに反応を見てみるとか。せっかくこれチャンスですよ。自分らが身銭切らんでも何か反応を見られる。じゃ、そのリアクションに対して町は次どういうことができるのかというのをもう今の段階で考えていただきたいと思うんですよ。

例えば使える事業所が少ないんであれば、どういう事業所支援をすれば笠置で事業が発起するのか。1つの仕事に対して3つ、4つの答えを行政というのは求めていっていただきたいと思うんです。端的にこの事業をしたから、住民さんが喜びました、よかったですよね、これじゃ駄目じゃないですか。この反応を見たときに、じゃ、次はどんな手段があるのか、どんな町になればどきどき、わくわくするのか、そういう事業を展開していただきたいんですけども、この結果を見てどういうことが考えられるのか、政策企画どうでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） ただいま坂本議員から今回の地域振興券を受けて次の段階、また、いろいろな評価なりを考えてどのように発展していくのかというようなお話をいただきました。

実際に今具体例としまして地域通貨ということも考えられるわけですけども、一定この事業を通しましてどのような起業とかということになると、この部分についてはなかなか難しいのかなと思うんですけども、こういった中でも、我々企画政策室としまして住民さんからの意見を聞くというような業務も担っております。一旦はそういう形で住民さんからの意見、先ほど向出議員からもありましたとおりに使いつらいんだというようなこともあったかと思しますので、そういった部分についてはまずは拾わせていただいて、よりよく住民さんに喜ばれるような施策につなげていけたらなというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

何が言いたいかといいますと、やっぱりお金の流れをもっと行政マンも考えようよと、下りてきた、流す、それがどうやってフィードバックされんのかという経済の仕組みを笠置町でつくろうよというところが。今地域振興券を出したら町の事業者さんは喜ぶよね、住民さんも物価高騰の部分で光熱費に充てたりとかできますよね、そこで止まっていますかという話なんですよ。

例えばうちには、今使われていない財源としてふるさと納税の貯金がありますよね、基金が。この財源を外向けに何かこういう地域通貨を発行できへんかなとか、そういうふうな発想が持てないのかどうか。政策企画には、もちろん課をまたいでいろんな若手の職員がいたりとかしますよね。そういう若い子の発想だったりとか、今あるもので使えていないものをどう生かすのか、そういうところのリアクションを見るためにこの事業を裏側でしていますとか、そういう話が聞きたいわけです。

だから、端的に国がやった事業やからこうしているじゃなくて、笠置町やったらこうなる、こうできる、こうしていきたいという議論を深めていかないことには、結局住民さんの使い勝手が悪かったりとか、使える事業者が少ないとか、ネガティブな発言が多くなると思うんですよ。でもそこで、次こんなことがしたいんです、あんなことができるんですという答弁になれば、やっぱり議会も議員も、じゃ、こんなことできへんのかと、こういう使い方しようよ、そういう議会になっていくと思うんです。

ぜひ行政側は、発信、発展させられる機関なんですからみんなで一致団結して、1つのお金の使い方でも3つも4つも仕事ができる、そういう自治体を目指していただきたいと、それを来年度の当初予算にも反映していただきたいと思いますので、1つの仕事をやったら終わりじゃなくて、次の笠置を見据えた仕事にしていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対し起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第3号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、承認第3号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第3号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第5、承認第4号、笠置町議場音響等システム改修事業委託契約締結に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

承認第4号、笠置町議場音響等システム改修事業委託契約締結に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

本議場の音響等のシステム改修事業について、11月7日に入札、1,826万円で落札した株式会社キノンビクスに受託事業者を決定し、11月11日に仮契約を行いました。機器等の納入に日数を要することとなり、早期に本契約とし発注を行う必要がありましたので、11月18日付で専決処分により契約を締結いたしましたので議会の承認を求めるものでございます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。

参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

承認第4号、笠置町議場音響等システム改修事業委託契約締結に伴う専決処分の承認を求める件につきまして説明させていただきます。

この事業につきましては、9月議会におきまして補正第2号で予算計上させていただきました。可決いただきました後、11月7日に入札を実施いたしております。臨時議会において議決いただくべく11月11日に仮契約書を締結いたしましたが、御承知のとおり電気機器等の納入に相当日数がやはり必要ということになりましたので、11月18日に専決処分により契約をしたものでございます。

契約額は1,826万円、受託事業者は株式会社キノンビクスでございます。

期間につきましては、契約の日から令和5年2月28日までとなっております。事業内容につきましては、すみません、契約の日から2月28日までとなっており、年明け令和5年の第1回3月議会につきましては、新たな音響システムで議場のほうに設置されているということとなっております。

事業の内容といたしましては、今の議員の皆様の方にごさいますマイクの更新、それから執行部側のマイクにつきましては新設、表示板の設置、またケーブルテレビ等の連携等の更新ということとなっております。

事業につきましては、議会事務局のほうで進めていただいております。部品のほうもこの議会終了後、年明けから納入にかけると、設置にかけるということとなっております。説明は以上とさせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

仮委託契約書の第3条の2に前払い金の規定がありますけれども、債権債務の関係でいろいろ事が起こったときに前払い金をした場合、返還がなされるのかとか、そういう心配があると思うんですけれども、なかなかこういう契約で前払い金の規定というのは珍しいのではないかと感じるんですが、このような規定が入った理由。

それから、2項で第11条第1項第2号に該当する場合ということで、第11条第2号のみに限定しているんですけれども、そのほか契約解除であったりとかこの業務の不履行とかがあった場合には、前払い金というのは返還されないのか、どういうふうになっているのか、そのあたりをお聞きしたいと思うんですが、第11条第2号というのは、破産手続の開始や民事再生手続開始、会社更生手続の開始とか、そういう形になったときという規定なんです、それ以外で不履行であったり契約解除となった場合には、この前払い金の扱いはどのように、返還はどのようにしてくるのかお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回のこの契約書につきましては、一般的などいいますか、府なりで利用しているもの、また笠置町の工事以外物品に関して使用しているものでございまして、今回特別に入ったものということではございません。

前払い金につきましては、前払いに関する規定というのがございまして、工事費の何割と

いう率で決められておりますので、それ以内の額ということになっております。ちなみに今回につきましては前払い金は発生はしておりません。ただほかの事業につきましては、ここにありますように返還する必要があるというふうになっておりますので、既に物品等の発注を終わり、業者のほうの支払いなり出来高にもよるかもしれませんが、精算で返還、またそれ以降の賠償等の手続上、契約のほうにも載っておりますので、契約に沿って進めさせていただきます。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

ほかの条項で条で、不履行であったりとか債権債務の関係も確かに規定されているんですが、ここは前払い金の規定の中で、先に前払い金を一定の割合で払う場合があったときに、返還の規定としては第 11 条の第 1 項 2 号の規定のみとなっておりますね。

つまり不履行の場合、この前払い金があった場合の返還について、それ以外、不履行であったりとか、いろいろ業者の責任の責めに帰する場合においていろいろ問題、契約解除となった場合とかはどのような扱いになるのか。この条項だけでは要するに破産の手続等々、そういうときのみだけしか読み取れないんですけれども、そういう場合はどうなるのかをお尋ねしているんですが、要するにほかに対しては、もちろん不履行であったり、責めに帰する場合はそのような規定は多々あるんですけれども、先に前払い金という形でお金を払ったと、返還の場合は破産手続等々の場合のみになっているわけですね。それ以外についてはどのような扱いになっているのか、なっていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、うちのほうも契約書上の詳細をちょっと目を通して見ておりますが、前払い金につきましては直ちに返還をする、第 11 条につきましては返還、完了後は返還はならない、第 11 条の 1 項、2 項とありますが違約金の発生するもので、第 1 項第 2 号ですので今おっしゃっていただきました破産手続等の開始によるもの、それ以外につきましては損害賠償という形で求めるものではないのかなというふうに思います。すみません、ちょっとあやふやな回答で申し訳ありません。すみません、ちょっと待ってください。

申し訳ありません。第 9 条によりまして契約の解除というところがありますので、解除をする場合につきましてはの条項がここにあります。この内容で契約を解除して返還を求めるも

のになるのではないかというふうに考えます。この解除を受けて損害賠償であったりとかになってくるものと思うんですけども、すみません、ちょっとあやふやな回答で申し訳ありません。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

不履行等とか責めに帰すべき事由によって契約解除となったときに、当然それはもちろん委託料というのは支払いについて、一定全額支払うのかどうするのかということでは規定があるのは当然なんですけど、僕が言っているのは、前払い金、要するにお金を先に渡しました、その返還について直ちに返還しなければならないと書いてあるのは、あくまで民事再生手続とか破産とか、そういうときのみになっているので、やっぱり不履行の場合も直ちにという形にしなければそれは規定として不十分なんじゃないかと、もしここで規定しなくても催促なり一定そういう形で決めておくべきじゃないかと思うんです。そのあたりはやっぱりきちっとしておかないと、先にお金を渡してしまうと、後でももちろん債権債務の関係の精算で、当然返還を求めたり精算するというのは当たり前のことなんですけど、お金を先に渡してしまうという現状が起きたときにはどうなるかということがあるので、その点についてはちょっと考慮しなきゃいけないんじゃないかと、その点について考慮いただきたいということで答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

前払いの分につきましては、まず業務が途中で終わってしまうということで契約を解除する、契約を解除したら違約金が発生する、それから賠償金を求めるということになりますので、賠償金なり違約金は10分の1というところにもなっておりますけれども、それを含めまして前払い金も含めまして違約金、賠償金というものに含まれるのではないかと考えております。金額、どこまでの進捗というところもございますので、賠償金という形で前払い金も含めた額で請求できるのではないかなというふうに考えます。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

承認第4号、笠置町議場音響等システム改修事業委託契約締結に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、承認第4号、笠置町議場音響等システム改修事業委託契約締結に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

議長(大倉 博君) 日程第6、議案第34号、裁判の和解の件及び日程第7、議案第35号、権利の放棄の件の2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第34号、第35号。議案第34号、裁判の和解の件、議案第35号、権利の放棄の件について一括して提案理由を申し上げます。

笠置いこいの館の指定管理者であった株式会社フェイスが令和元年8月末で指定管理を終了しましたが、令和元年分として支払い済みの指定管理料のうち、指定管理終了後の管理料は不当利得に当たるとして、令和2年10月、株式会社フェイスに対し、令和元年9月以降の指定管理料の返還と未払いの水道料を求めて提訴し、株式会社フェイスは町に対し損害賠償を求めて反訴が行われました。提訴から18回にわたり京都地方裁判所での審理が行われましたが、令和4年11月、裁判所より和解勧告がなされました。この和解を受け入れるべく承認をお願いするものです。

また、和解の条項にありますように、町と株式会社フェイスとの間には相互に債権債務がないことを確認することとなっておりますので、平成31年4月から令和元年8月までの水道代120万余りと指定管理料の一部の700万円の債権について放棄することの承認をお願いするものです。御審議いただき、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長(大西清隆君) 失礼いたします。

議案第34号、裁判の和解の件及び議案第35号、権利の放棄の件について御説明させて

いただきます。

説明につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第34号、裁判の和解の件。

京都地方裁判所令和2年（ワ）第3132号不当利得返還等請求事件（本訴）及び令和3年（ワ）第3486号損害賠償反訴請求事件（反訴）について、下記のとおり裁判上の和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月16日提出

笠置町長 中 淳志

記

1. 和解の相手方

大阪市城東区東中浜2丁目11番24号

株式会社フェイス

2. 和解の概要

(1) 原告（笠置町）は本訴を取り下げ、被告（株式会社フェイス）は、これに同意する。

(2) 被告は、反訴を取り下げ、原告は、これに同意する。

(3) 原告と被告は、原告と被告の間には、本件を含め「笠置いこいの館」の指定管理に関し、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用は各自の負担とする。

3. 事件の概要

笠置いこいの館の指定管理者であった（株）フェイスは、令和元年8月末で指定管理を終了したが、令和元年度分として支払済みの指定管理料のうち、指定管理終了後の管理料は不当利得にあたるとして、令和2年10月、町は（株）フェイスに対し令和元年9月以降の指定管理料の返還と、未払いの水道料を求めて提訴、（株）フェイスは町に対し損害賠償を求めて反訴した。

続きまして、議案第35号、権利の放棄の件。

下記のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月16日提出

記

1. 放棄する権利

水道使用料及び指定管理料

2. 放棄する債権の額等

件数及び債権額 2件 820万4,252円

(内訳)

(1) 水道使用料 120万4,252円

(平成31年4月分～令和元年8月分)

(2) 指定管理料 700万円

3. 放棄の理由

京都地方裁判所令和2年(ワ)第3132号不当利得返還等請求事件(本訴)について、和解条項に従い、保有する債権について放棄する。

以上でございます。

議長(大倉 博君) 議案第35号においては、地方自治法により議会が議決しようとするときは、監査委員の意見を聞くことが規定されております。

これより全員協議会を開催し、監査委員の意見をお聞きします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時50分

議長(大倉 博君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより議案第35号について、監査委員の意見をお聞きします。坂本英人議会選出監査委員。

監査委員(坂本英人君) それでは、笠置町議会議長より照会のありました議案第35号、権利の放棄の件につきまして監査委員の意見を報告いたします。

和解に係る経過としては次のとおりである。

1 裁判所より和解勧告を受けて行政は本訴を取り下げること同意する。

2 このことを議会に上程する。

3 議会は、和解により不当利得返還等請求の請求権放棄に関する議決をしようとする場合は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

この件に関しては、令和2年6月3日付で指定管理料の返還に関する住民監査請求の提起があり、要件を具備するものとして受理し、監査を経て訴訟の手続を取るよう行政に勧告した。

これを受けて行政は不当利得返還等請求の訴訟を起こした。被告側はこれに対して損害賠償を求め反訴をしたことにより裁判が長期化した。また、相手方は既に会社を解散しており、現在は清算手続中であることから、裁判結果にかかわらず支払う能力がないことを訴えた。

行政としては、これ以上裁判を継続しても債務の負担を課せることができないと判断し、和解を決断した。

監査委員としてこれらの事情は察するが、本訴訟は地方自治法に基づいた適切な行政行為であるとともに、運営事業を行っていない期間の指定管理料の支払い義務はないこと、現在の町の条例では、公共料金の負担はしなければならない、負担をしなければ条例違反であり免除はできないことを鑑み、監査委員としては苦渋の判断ではあるが理解しがたい。

今後、行政が対応する必要がある事項としては次のとおりである。

- 1 行政は住民に対し説明し、理解を得ること。
- 2 行政運営にあたっては、法令・条例・規則等に沿った事務の適正化を図ること。
- 3 損害賠償額の対処法。
- 4 公共料金の免除の対処。

本件に対し、これらの内容を踏まえた上で議会として総合的な判断を求めることとして監査委員の意見とする。

笠置町監査委員 仲北悦雄 坂本英人

以上を監査意見と提出いたします。

議長（大倉 博君） これより質疑を行います。この2つの議案は裁判に伴う一連の議案ですので、質疑につきましても一括で行います。質疑はありますか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

通常、指定管理料というのは、当然管理業務を行う対価として支払われるものだと思います。それについては明示的な契約上の規定がなくても、途中撤退であれば返還を求めると、当然のことだと思っています。

ところが裁判所の和解が出たということは、町側も被告の側の反訴に対して一定責任があるんじゃないかという判断が働いたんだと思います。通常なら返還を求めて当然ですが、今回のような形になったその主な理由、または再発防止策についてどうしていくのか、答弁を

求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

まず、1点目なのですが、契約そのものが年間契約になっているということが裁判でも指摘されているところでございます。月決めではなく、1日単位幾らというような契約でもない、年額での請求を認めるという契約になっていたということでございます。

したがって、本件に関しては2つの考え方があると思うんですけども、1つは、年額の契約を認めたという立場からすれば不当利得は生じないという考え方です。恐らく裁判所はこの立場に立っていると思われま。

そして、もう一点、仮に不当利得の返還請求を起したとしても、それは民法第709条だったと思いますが、現有利益の範囲内で返還の請求を求めることが可能だということにされておりますので、一括して払った1,200万円について既に消費されてしまっていないということであれば現有利益はないという形になるので、そちらにしても返還求めてもこれは認められないであろうと。どちらにしても裁判所は、不当利得としての返還請求を認めないというような判断をしているんだと思われま。

問題になるのは、水道料金のことなのですが、当然ながら水道料金は私債権でございますので未納のままになっておりましたので、本件訴訟提起するときに同時に請求させていただいたわけですが、公共料金といいますのは当然ながら支払っていただかなければならない債権でございます。その債権についても裁判所は放棄しなさいというような内容の和解勧告が出ていることに鑑み、それは最終的には、裁判所が裁判所の公平かつ公正な判断の中で、フェイセス側の損害賠償請求の一部を容認しているというふうに考えてもいいのかなというふうに受け止めております。

したがって、本件の和解勧告、これは裁判所の判断というものが大前提にありますので、これを受け入れることによって、これ以上の長期化を避けたいというふうに判断をさせていただきました。町の判断としては、私の判断としてはそういうことでございます。御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

和解案について、裁判所のほうから事細かに全ての事由が説明されるというふうには考えていませんけれども、顧問弁護士のほうからもありましたが、指定管理料は当然、途中撤退

であれば返還を求めるのは常識的に当然である旨は言われているわけですね。今の考えはちょっと危ういんじゃないかと思うんです。というのは、例えばそれだと、1か月で撤退しても2か月で撤退してもそれはいいんだという前提に立つことになると思うんですよね。一応は裁判、提起したのはそれは不当だという前提でやっているわけですから、裁判所の判断はもちろんいろいろあるので行政としてはどうも言えないんでしょうが、行政としては少なくとも指定管理料については、本来年額だからいいんじゃないかと、あくまで途中撤退であれば当然返還を求めると、その前提でやってきたわけですからその認識はきちっと堅持していただきたいというふうに考えています。

それで、今回の主な理由は、もちろん裁判所の判断はいろいろあるんでしょうけれども、やっぱり町のほうからいろんな発言なり、赤字の補填であったり、そういう対応を一定発言があったんじゃないかと、そこら辺のことを認識されなければ、今後また新たな業者と契約するに対しても同様のような問題が生じてくるんじゃないかというふうに考えています。少なくとも指定管理料年額の規定だからそういうことになっているという認識は、少なくとも町としては持つというのはちょっとまずいんじゃないかと、こちらの判断としても、当然指定管理料は管理をする、そして一定の期間、全て業務を遂行することによって払うもんだと、大前提でやっていますので、そこはしっかりと示していただきたいと思います。

そのほかに再発防止です。今後再発防止するにはどうしたらいいのかと、今の段階でどのように考えておられるのか、明示的に今の段階で考えておられる改善点、再発防止策について説明を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

まず、1点目でございます。

本件の指定管理の契約、契約の文言は指定管理料については一括で払えるような契約内容になっておりました。それに付随して、途中撤退を認めるという内容の契約がされているという点、途中撤退した場合の指定管理料の返還についての規定が一切ないと、月当たり100万円ですという規定もなかったという判断を裁判所のほうがしたものと見られています。当然ながら町としては、1年間分の指定管理料を払っているんで、5か月で撤退した場合、7か月分は不当利得に当たるものだから返してくださいと言うことは正当な請求やというふうな認識はしておりますが、契約上そういうふうな文言になっているということで、裁判所は、いずれにしても返還請求には求めは認められないというような形での判断が最終的

には、これはあくまでも推測でして、裁判、確定判決、ごめんなさい、判決までに至っていないので、裁判所が具体的に個々の事例についてどういう判断をしているのかというのは分からないわけですが、今のところ諸般の今までの流れを見ていると、どうやら1年間分の契約をした以上、分割して7か月分は幾らになるというような返還請求の仕方は認められへんのではないかと判断をしているというふうに推察されます。まず、これは1点目でございます。

2点目です。

行政運営、こうした契約に関わる条項なんですけれども、これは裁判資料の中にも出てきておりましたけれども、一括して払うことができるようになっているというような点を明言されておられましたので、そうしたときにきちんと契約条項を確認した上で、きちんとした、こうした問題が二度と起きないような形での契約というのをきちんとやっていかんとあかんというふうに考えております。

非常に残念な結果に終わってしまったわけでございますけれども、町は当然の請求をさせてもらったというふうに思っています。それが裁判所でどういう判断をされるのかということになってきますと、これは裁判所の一定の判断というものは和解勧告という形で出ておるわけですから、それは重要視せざるを得へんやろうという判断をしたわけでございます。今後、こういうような事態が生じないように、契約に当たっては町の不利にならないようにきちんとした説明ができるように、公平性や公明性を確保した上での契約を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

今、意見書を述べたとおりなんですけれども、町長は、まだ議会で議案提出の時点で決着はついていないじゃないですか。そのあたりは本当に慎重に答弁していただきたい。そのための議会じゃないですか。この意見書の中にでもやっぱり伝えさせてもらっているとおり、行政運営上、地方自治法に基づいた適切な行政行為であるということをやっぱり強く、重く受け止めていただきたいと、それをもって答弁していただきたいと思うんですよ。

今後、この意見書にもあるように行政が対応する必要がある事項として述べさせていただきましたが、これに対してどのような対応をしていただけるのかとお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、住民に対し説明し、理解を得るようという内容でございます。

従前から経緯、それから裁判所の和解勧告の内容等々、きちんと公表した上で、なぜこのような和解勧告を受け入れるかということに至った理由まではきちんと説明をさせていただきたいと思います。どうした形になるか分かりません。できるだけ早急に説明をして、理解を得るような努力をさせていただこうと思っています。

2番目です。行政運営に当たっては、法令・条例・規則等に沿った事務の適正化を図ることという内容になっております。これは一般論としてでも同じことが言えるわけですが、住民の皆さん方の利益を図るという点で事務の適正化は当然図っていかねばいけない問題です。本件に関しましても、今後の事務というのを遂行するに至って、内容を十分に吟味させていただいて適正な処理をしていきたいというふうに考えています。

それから、3番目、損害賠償額の対処方法ということになってきます。

取りあえずこれは公金で賄うという形になろうかと思っています。この件と、それから公共料金の免除の対処についてですが、この件についてはできるだけ早急に顧問弁護士さんとお話をさせていただいた上で、どのような対処をしていくべきなのかということについて判断をさせていただきたいと思います。

なお、水道料金は私債権でございますので、本町にはそれを処理する規定がございません。したがって、滞納扱いのままになってくるわけですが、私債権の処理について、一定条例なり要綱なりを策定いたしまして、一般的な私債権の処理ができるように、3月をめどに法令の制定を考えていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。取りあえず以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

早急にと取りあえずが多いですけども、議会の場で取りあえずはないと思うんですよ。ああする、こうする、これに至るまでの時間というのは行政側にはあったはずなんで、取りあえずとかそういう話はないと思うんですよ、町長。これは住民さんから出てきたものですよ。物事の事柄をしっかりと胸に落とし込んで、町長の信条で行政運営をしていただきたい。取りあえずという言葉はやめていただきたい。これに携わっている人間が、この事件に携わっている人間が一生懸命働くわけじゃないですか。そういうことが綻びになってこういう結果を招いていると、こういう行政運営になってしまうというように思ってもらわないとよくならないと思うんですよ。親切、丁寧にこの後の事務作業も遂行していただきたいですし、

住民に納得していただけるような方向性、しっかり示していただきたいと思います。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今回、もし和解をするということになれば、この 700 万円のお金、水道料も含めて 800 万何がしかのお金ですが、誰が一体責任を負うのか、その賠償をしていくのかという問題が問われると思うんです。それについては今後どういう対策をされるのか、どういうふうに臨まれるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございます。

820 万余りの損害賠償請求及び不当利得の返還、ごめんなさい、不当利得の返還請求等の裁判を起こしましたけれども、その金額合計 820 万余りの処理をどういうふうにするのかという御質問やと思います。

これに関しましては、先ほど少し申し上げましたけれども、できるだけ早い機会に、できれば来週中に顧問弁護士さんと一度お話をしておこうと思っておりますので、その後の対処方法については十分慎重に考えていきたいと思っております。

公共料金の免除の対処につきましては、先ほどもお話しいたしましたように私債権の処理については本町には規定がございませんので、できるだけ早急に規定を策定するように指示をしておりますので御了解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第 34 号の討論を行います。

討論はありませんか。坂本議員。

5 番（坂本英人君） 今回、監査委員という立場で意見を述べさせていただきましたが、今後行政が対応する必要がある事項としては次のとおりであるというふうに明記しましたとおり、先ほど町長も早急に対応すると、住民の理解を得る、今後の対処方法を早急に考えるということ信じまして、賛成の立場として討論をさせていただきます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) なければこれで討論を終わります。

これから議案第34号、裁判の和解の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第34号、裁判の和解の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立多数です。したがって、議案第34号、裁判の和解の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号、権利の放棄の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第35号、権利の放棄の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立多数です。したがって、議案第35号、権利の放棄の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第8、議案第36号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件から日程第10、議案第38号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件までの3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第36号から第38号の一括提案を行います。

議案第36号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件、議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件、議案第38号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件について、一括して提案理由を申し上げます。

令和4年8月に発出された人事院勧告に伴い、11月に特別職の給与法及び一般職の給与法が改正されました。この改正により、第36号においては、特別職に係る期末手当につい

て支給月数を年3.3月とする改正、第37号においては、一般職の勤勉手当の支給月数を年2.0月とする改正と行政職給与表の改正、第38号においては、会計年度任用職員の給料表は一般職の行政、失礼しました、もとい、一般職の行政職給与表を使用しておりますので準用する改正を行うものです。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第36号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件、議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件、議案第38号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件について説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、人事院勧告に伴い、特別職の給与法、また一般職の給与法が改正されましたので、当町の条例もそれぞれ改正するものでございます。

まず、議案第36号について説明させていただきます。

こちらに関しましては、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

2ページをお願いいたします。

新旧対照表で、まず第1条でございます。第1条におきまして、現在の6月と12月にそれぞれ162.5月分を支給しておりますが、これを年間3.3月とするもので、6月の期末手当はそのまま162.5となりますが、12月に増加する0.5月分の167.5月分にするというものでございます。

こちらの施行は、令和4年の12月1日となっております。

3ページ、第2条をお願いいたします。

第2条におきましては、先ほど6月と12月、それぞれ162.5と167.5の合計3.3月としたものを令和5年度につきましては、6月、12月同じ支給月数の100分の165として、年間同じく3.3月とするものでございます。

こちらの施行は、令和5年の4月1日となるものでございます。

続きまして、議案第37号、こちらは一般職に関する条例の改正となっております。

先ほどの特別職と同様、こちらは勤勉手当の支給月数の増加と給料表の改正となっております。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

まず、第1条におきまして、勤勉手当の支給月数を6月は100分の95、12月は100分の5と改めるものでございます。

再任用に係る職員につきましては、100分の45から100分の50に支給月数が変更となります。

行政職給料表につきましては、新旧対照表の2ページ以降につけております。

続いて、3ページの第2条をお願いいたします。

第2条におきましては、勤勉手当を6月で100分の95、12月で100分の5としたものを6月と12月、同じ支給月数の100分の100、1か月分とするものでございます。

また、再任用の職員につきましても、それぞれ100分の50としましたものを100分の47.5と振り分けるものとなっております。

第1条の施行は、給料表を遡及するため令和4年4月1日から適用させるものとなっております。第2条におきましては、令和5年4月1日からの適用となっております。

続いて、議案第38号でございます。

会計年度任用職員の給料表の改正となっております。

会計年度任用職員につきましては、一般職の行政職給料法を使用していることから併せて改正が必要となっているものでございます。

また、現在会計年度の給与条例に給料表をそのまま1級、2級としましてつけておりますが、今回の改正に合わせて職員の給与条例の給料表を準用するというふうに文言整理をしております。

先ほどの議案第36号の特別職の給与条例の改正に伴いまして、議会議員の皆様の賞与につきましても準ずるという条文となっておりますので、同じく年間3.3月の支給月数と改定されるものとなっております。以上、第36号から第37号につきましての説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第36号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第36号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第36号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第37号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第37号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号の質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第38号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第38号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第11、議案第39号、職員の定年等に関する条例一部改正の件から日程第18、議案第47号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定の件までの8件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） それでは、議案第39号、40号、41号、42号、43号、45号、46号、47号に関しまして一括提案をさせていただきたいと思っております。

令和3年に地方公務員法が改正され、公務員の定年年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることとなりましたので、当町において関係する条例について一部改正等を行うものです。

管理職上限年齢制や定年前再任用短時間制度の導入、基準給料月額の規定、従前の再任用に関する条例の廃止等となります。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第39号から議案47号までの定年年齢引上げに関する条例のそれぞれの改正について説明させていただきます。

まず、議案第39号、職員の定年等に関する条例一部改正でございます。

こちらにつきましては、定年年齢が60歳から65歳に引き上げられることに伴いまして、条例の体系の変更、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入等となっております。

それでは、新旧対象の表のほうで説明させていただきますので12ページをお願いいたします。

この条例につきましては、体裁といたしまして章が入ることになりました。

まず、第1章の総則におきましては、定年に関する事項を定めるものの趣旨を規定しております。

第2章におきまして定年制度の導入となっております、ページをめくっていただきまして、第3条におきまして、職員の定年は年齢65歳とするというふうになっております。

第4条におきましては、勤務延長に係る管理監督者に係る定年による退職の特例を規定しております、勤務の延長であったり、異動期間の勤務延長期間の3年ということの規定となっております。

ページを移っていただきまして、15ページをお願いいたします。

先ほど第4条のほうで出ておりました勤務延長や定年年齢の引上げ等に伴いまして、第3章におきましては管理監督職の勤務の上限年齢制というものが導入されます。これは定年が60歳から65歳へ延長されたとしても、管理監督職、いわゆる管理職につきましては管理監督職の職務に就く年齢を60歳と規定するものでございます。

60歳を迎えた後の管理監督者から異動といいますか、降格となるものでございますので、第8条、第9条につきまして、その管理監督者から降任されたものについての基準等を規定しております。

また、この条項によりまして特例を設けることも可能となっております。職務についての規定はしておりませんが、管理監督職といたしまして補充が難しかったりであるような特別な職である者につきましては、管理監督者に就くことができるというものが特例で規定をされております。

続いて、18ページをお願いいたします。

18ページにおきましては、定年前再任用短時間勤務制が導入されております。現在使用しております再任用といいますのは、60歳に達した日以降の任用につきましてはフルタイムも短時間勤務も可能ですが、定年に達したことによりまして再任用をするというものでございました。今回定年が引き上げられることに伴いまして、再任用ではありますが、定年が65歳となることから、60歳を超えた職員については65歳の定年前に再任用の短時間勤務の制度が使用できるというものとなっております。もちろん定年前の再任用のフルタイムといいますか、60歳を超え65歳までの定年の期間は普通の職員としての勤務となります。

けれども、短時間勤務を希望する60歳で、定年後はゆっくりとした勤務体制を取りたいというふうに考えていた職員に対応するため、定年前の再任用短時間勤務というものが取られることとなりました。こちらが第4章で規定されているものでございます。

19ページをお願いいたします。

附則の中で定年に関する経過措置をうたっております。

令和5年の4月1日から令和13年の3月31日間で定年を迎える65歳となる職員につきましては、段階的に定年年齢が引き上げられます。令和5年度、令和6年度に60歳を超え61歳となる職員につきましては、定年年齢は61歳までとなります。それ以降2年度ごとに1歳ずつ引き上げられ、定年年齢65歳と制度が完成するのは12年度末と、すみません、13年度以降となります。それまでは段階的に引き上げられていくということになっております。

20ページの附則の第4項でございしますが、情報の提供及び勤務の意思の確認というものがございします。先ほどの再任用の短時間勤務もそうですけれども、今現行の制度でしたら令和5年度末で定年年齢を迎える職員につきましては、6年度以降、勤務に対しての情報の提供が必要となるというものでございします。

それらのことも含めまして、これらの附則につきましては、施行日につきましては令和5年4月1日からとなっておりますが、各項目についてそれぞれ経過措置がうたわれているものでございします。

例えば21ページ、下段、第3条におきましては、再任用に関する経過措置がうたわれております。今までの令和4年度までに使用しておりました再任用の勤務の職員について経過措置が取られる、名称といたしましては暫定再任用職員というふうにはなりますが、令和5年度に関しましては経過措置でスキームができるというふうにしております。

第39号につきましては以上となります。

続きまして、議案第40号でございします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございします。こちらにつきましても引上げに伴いまして文言整理を行ったものでございします。

3ページ、新旧対象表をお願いいたします。

主なものといたしましては、法番号、地方公務員法の条番号の変更、それから再任用短時間勤務職員としておりましたものが定年前再任用短時間勤務職員というものになるものでございします。

議案第41号、笠置町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の改正でございます。

こちらにつきましても、法律の条番号の変更に伴いまして改正をしたものでございます。

新旧対照表、2ページをお願いいたします。

先ほどの条番号につきましては、第2条第2項に記載をしているものでございまして、非常勤職員の規定が変わったものでございます。この条番号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員を指すものとなっております。今回、第2条第1項第1号におきまして、職員が派遣できる派遣先について規定しているところがございしますが、一般社団法人観光笠置が笠置町観光協会と名称変更されておりましたので、今回同時に改正させていただいたものでございます。

続きまして、議案第42号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正でございます。

こちらにつきましても、再任用職員から再任用短時間勤務職員の名称変更と、新旧対照表の3ページにございますが、育児休業をすることができない職員といたしまして、勤務延長された管理監督職を占める職員も対象とならないというふうになっております。こちらも文言整理となっております。

続きまして、議案第43号、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例一部改正でございます。

この条例につきましては、引上げに伴う文言整理に併せまして減給の特例等の改正を行うものでございます。

2ページの新旧対照表をお願いいたします。

減給の効果といたしまして減ずる額の規定をしております。定年延長で減ぜられるというところがございまして、定年延長で減ぜられているというところの給料額を減給に効果として規定するものでございます。

続きまして、議案第45号、笠置町人事行政の運営等の状況の公表に関する改正でございます。

こちらにつきましても文言整理を行っております。

新旧対照表の2ページでございますが、地方公務員法の条番号の変更に伴いまして改正をしておるものでございます。

続きまして、議案第46号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正でございます。

定年年齢の引上げに伴いまして、給与の取扱いに関する特例を規定すること、また文言整理等改正を行っているものでございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきます。5ページをお願いいたします。

最初の定年に関する条例のほうでも説明させていただきましたが、再任用職員及び再任用短時間勤務職員というものが全て定年前の再任用短時間勤務職員というものとなります。短時間で勤務する者の規定を第5条の2で変更したものでございます。

期末手当や時間外勤務手当等につきましては、先ほどの文言整理で再任用短時間勤務職員から定年前の再任用短時間勤務職員に変更するものとなっております。

飛びますが、9ページのほうをお願いいたします。

附則の第7項でございます。

60歳を迎えた職員につきましては、定年に関する条例の中で管理監督職からも除外するというものとなっておりますが、それ以外のそのものの職員の給料額について規定をしております。60歳に達した日以降における最初の4月1日以降の給料月額については、下から3行目ですけれども、100分の70、7割の支給になるというものとなっております。

行政職給料表でうたわれている給料月額の対象となる号給額に100分の70を乗じた額が支給されるというものとなっております。端数が生じた場合につきましては、50円未満の場合は切捨て、50円以上100円未満の場合は100円と切り上げるというふうな規定となっております。

それから、給料月額ですけれども、最後のページになっております。給料表の改定ではないですけれども、行政職の給料表の表示が変わるところでつけさせていただいております。

続いて、議案第47号です。

先ほど来、職員の再任用につきましてのお話を説明をさせていただいておりますが、職員の再任用に関する条例につきましては、令和5年3月31日までとなりますので、令和5年4月1日にこの再任用に関する条例は廃止され、定年に関する条例等の規定に吸収されるというものとなっております。以上で定年延長に係る条例の一括の説明とさせていただきます。

議長（大倉 博君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

議案第39号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号、職員の定年等に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第39号、職員の定年等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第39号、職員の定年等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号の質疑、討論、採決を行います。

議案第40号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第40号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号の質疑、討論、採決を行います。

議案第41号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、笠置町職員の公益法人等への派遣等に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第41号、笠置町職員の公益法人等への派遣等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第41号、笠置町職員の公益法人等への派遣等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号の質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第42号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第42号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第42号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号の質疑、討論、採決を行います。

議案第43号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第43号、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第43号、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号の質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第45号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号、笠置町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第45号、笠置町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第45号、笠置町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号の質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第46号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第46号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第46号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号の質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第47号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第47号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第47号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第19、議案第44号、笠置町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

議案第44号、笠置町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

地方公務員法が改正され、定年年齢が60歳から65歳に引き上げられることに伴い、降

給に関する事項を新たに規定するとともに、職員の失職に関する特例を規定するため改正を行うものです。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第44号、笠置町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

先ほど審議いただいております定年年齢の引上げに伴う条例に関する文言修正と併せまして、善意でかつ重大な過失がない場合について失職の特例を定めるものでございます。

新旧対象表3ページのほうをお願いいたします。

まず、定年年齢の引上げに伴いまして、降任、免職及び休職としておりましたものを降任、免職、休職及び降給というものの手続になるものでございます。

第2条第2項におきまして、職員の意に反する降任の中に降給が含まれるということとなっております。

第5条におきまして、降給の種類が規定されております。職員の意に反して職務の給料表の下位の職務に変更することということとなっております。定年延長に伴いまして、管理監督職の上限年齢を60と規定することに伴いまして降給ということが発生しております。ただそれは職員の意に反しての降給ではないということの規定するために、ここの部分の文言が整理されたものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第6条、第7条につきましては、降給に伴う降格の事由、降号の事由というものも同じく規定されたものでございます。

第8条におきまして、失職の特例というものを今回入れております。これにつきましては、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつその刑の執行を猶予された者につきましては、失職をしないというふうの規定をしたものでございます。こちらは、以前に地方公務員法の法整備ができておりました失職の特例が認められているものでございましたが、笠置町におきましてはまだ導入をしておりませんでした。以前からの職員組合からの要望等もあり、今回の定年年齢の引上げと併せて整理させていただきましたものでございます。

ただし先ほど第1項で失職をしないということが出来ますが、ただし執行猶予を取り消さ

れた場合につきましては、その職を取り消された日に失うというものとなっております。

こちらの施行につきましては公布の日からと考えております。以上、第44号の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、笠置町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第44号、笠置町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第44号、笠置町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） ここで暫時休憩いたします。

13時から開会予定します。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

議長（大倉 博君） 会議を再開します。

議長（大倉 博君） 日程第20、議案第48号、笠置町職員の退職管理に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第48号、笠置町職員の退職管理に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

地方公務員の退職管理の適正を確保するため地方公務員法が改正されましたが、当町にお

いては未制定であったため、今回の職員の定年年齢引上げに係る改正と併せ新たに制定する
ものです。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第48号、笠置町職員の退職管理に関する条例制定の件につきまして説明
させていただきます。

今回の制定に関しましては、以前に地方公務員法が改正され、公務員の退職後の職につい
て制限がされたところでございますが、笠置町ではまだ条例を制定しておりませんでした。
今回、先ほど町長が説明いたしましたとおり退職管理の適正を確保するため、今回の定年延
長に係る改正と併せまして新たに制定させていただくものでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

まず、第2条でございますが、再就職者による依頼等の規制ができるというものとなって
おります。退職時に自らが決定した契約や処分、これは管理職ですけれども、契約や処分に
関しまして、離職の5年前の職務に属するものに関しましては事業についての働きかけが制
限できます。また、現職職員への事業の働きかけ等も規制できるというものが第2条に書か
れているものでございます。

第3条におきましては、再就職先の情報等の届出を行うことというものの規定としており
ます。届出の情報の内容ですけれども、規則のほうで制定することとしておりますが、内容
といたしましては、再就職した日、再就職先の名称やその業務内容等を記載して届けてもら
うというものになっております。

近隣の自治体でも、制度導入後、地方公務員法の改正後導入されている自治体もありまし
たので、今回新たに導入するものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号、笠置町職員の退職管理に関する条例制定の件を採決いたします。
この採決は起立によって行います。

議案第48号、笠置町職員の退職管理に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第48号、笠置町職員の退職管理に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第21、議案第49号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第49号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

令和2年4月施行の地方自治法の改正により、町や職員等が職務を行う上で善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任額を限定して一部免責が認められることとなったため、新たに条例を制定するものです。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

議案第49号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件につきまして説明させていただきます。

先ほど町長からの提案理由にありましたように、令和2年4月1日で地方自治法の一部を改正する法律が施行されております。法律の改正内容につきましては、地方公共団体の町等の損害賠償の責任の見直しというものでございます。地方自治法の改正によりまして、この職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないということに限定されますが、地方自治法政令の参酌基準によりまして町長等の免責する額を定めるものでございます。

では、めくっていただきまして、条例内容の説明をさせていただきます。

まず、第1条、趣旨といたしましては、先ほど言いましたように善意でかつ重大な過失がないというときに、町長等の賠償する責任の一部を免責するということが趣旨となっております。

第2条におきまして、損害賠償責任の一部免責をする理由、乗率というものを規定してお

ります。町長におきましては給与年額の6倍、第2号におきまして副町長や参与等につきましては4倍、第3号におきまして農業委員会や固定資産評価審査委員会の委員につきましては2倍、町の職員等につきましては1倍ということとなっております。このそれぞれの乗率につきましては、地方自治法施行令によりまして基準が定められております。町のほうはその基準を参酌いたしまして同じ乗率としております。給与の年額の乗率を掛けたものがそれぞれの職の最低責任保証額といたしまして、それ以上の損害賠償を求められた場合は、その金額から基準に基づき算定した額を差し引いて残った額が免責となる額となっております。

この条例につきましては公布の日から施行いたしまして、その日以降の行為に基づいて賠償責任を適用する、免責を適用するというものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 議案第49号においては、地方自治法により議会が議決をしようとするときは、監査委員の意見を聞くことが規定されております。

これより全員協議会を開催し、監査委員の意見をお聞きします。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時10分

再 開 午後1時23分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

これより議案第49号について、監査委員の意見をお聞きします。坂本英人議会選出監査委員。

監査委員（坂本英人君） それでは、笠置町議会議長より照会のありました議案第49号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件につきまして監査委員の意見を報告いたします。

住民訴訟が行われた場合において、長等に重大な過失がない場合でも、損害の全額について責任を追及されたことから、地方自治法改正により、一部損害賠償を免責できることとなりました。

本条例制定案は、長等は心理的負担を抱き、職務の執行における萎縮、政策、判断に対する過度の消極化、ことなかれ主義への傾斜が生じることを防止する観点を考慮したものである。

これはいわゆる軽過失による長等の責任は、一定の条件と手続きの基で条例制定することによって軽減されることとなる。

よって本条例案は、本町職員が必要以上に心理的負担を受けずに職務を公正に執行することが可能となるよう制定しようとするものであり、必要である。

なお、この条例が制定されたのちも変わりなく緊張感をもつとともに、一部免責条例の適用・運用に関する組織を設置し、協議、審議、調整等を行うことを求める。

以上を意見とする。

笠置町監査委員 仲北悦雄 坂本英人

以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第49号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第49号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第22、議案第50号、京都市町村職員退職手当組合規約の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第50号、京都市町村職員退職手当組合規約の変更の件について提案理由を申し上げます。

京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の

規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第50号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件につきまして説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたように、京都府市町村職員退職手当組合を組織する公共団体の中に相楽郡広域事務組合が含まれております。9月議会で広域事務組合の規約の変更についても承認いただきましたが、今回の退職手当組合につきましても協議、また議決が必要となるため名称変更を上げさせていただいております。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表のほうをお願いいたします。

退職手当組合理約の別表の中に相楽郡広域事務組合とありますものを相楽広域行政組合と変えるものでございます。令和5年4月1日付で広域事務組合の名称が変更となるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第50号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第50号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第23、議案第51号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第51号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件について提案理由を申し上げます。

令和4年度笠置町一般会計歳入歳出総額15億5,142万1,000円に、歳入歳出それぞれ3,144万6,000円を追加し、総額を15億8,286万7,000円とするものです。

主なものは、人事院勧告及び人事異動等に伴う職員人件費、令和5年4月9日に執行されます京都府議会議員選挙に係る令和4年度の経費を計上しております。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第51号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件につきまして説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

令和4年度の今回の補正予算につきましては、3,144万6,000円を追加いたしまして総額を15億8,286万7,000円とするものでございます。

それでは、まず歳入のほうから説明させていただきますので7ページをお願いいたします。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税では1億9,752万円を増額しております。交付税の算定によりまして増額したものを計上させていただきました。

続きまして、15款国庫支出金でございます。1項国庫負担金におきましては、民生費国庫負担金といたしまして障害者自立支援医療給付事業に5万円を計上しております。歳出に伴う歳入の割合で計上したものでございます。

2項国庫補助金におきましては、総務費国庫補助金を計上しております。こちらにつきましては162万6,000円のうち、個人番号カードの交付事務費補助金といたしましては10万9,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして151万7,000円の計上となっているものでございます。

16款府支出金、1府負担金で民生費府負担金を2万5,000円計上しております。先ほどの民生費国庫負担金で計上いたしました障害者自立支援医療給付事業の京都府負担分として2分の1額となっております。

3項府委託金、総務費委託金といたしまして65万7,000円を計上しております。令和5年4月9日に執行を予定されております京都府議会議員選挙費の委託費といたしまして、令和4年度中のポスター掲示場の設置であったり、準備経費に係るものを計上したものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金といたしましては、財政調整基金の繰入金を減額しております。交付税や国庫補助金等の増額によりまして基金の繰入れを減額したものでございます。ふるさと基金繰入金につきましては、いこいの館管理運営経費に充たるものといたしまして6万円を計上しております。

20款繰越金につきましては、前年度繰越金として2,478万7,000円を計上しております。9月で認定を受けました決算の分の計上となっております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

なお、それぞれの費目におきまして給料や職員手当等人件費に係るものにつきましては、人事院勧告であったり人事異動に伴うものですので、説明のほうは割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、9ページ、2款総務費のほうの説明から始めさせていただきます。

一般管理費の中で電算システム管理事業がございます。システム管理事業といたしましては、委託費といたしまして情報化推進協議会のほうへの支払いとなりますが、疎水等の経費に当たるものでございます。

続きまして、広域行政事業といたしましては相楽東部広域連合の負担金です。連合議会の補正予算に伴う増額となっております。

10ページ、財産管理費でございます。公用車の管理事業といたしまして、公用車、マイクロバスのタイヤの交換費用を上げております。

6目企画費の中ですまいるセンター管理事業がございますが、光熱水費の高騰に伴う増額となっております。

続いて、11ページをお願いいたします。

中ほどにございます4項選挙費、5目京都府議会議員選挙費でございます。4月9日執行の京都府議会議員選挙でございますが、令和4年度中のポスター掲示板であったり会議に必要なもの等を計上しております。備品購入費につきましては、新型コロナウイルス対策といたしまして投票用紙の自動交付機を投票所に設置するよう購入するものでございます。

また、次回の選挙から投票所の再編を行いまして、笠置小学校の体育館を使用しております第1投票所、切山区、北部区に当たる方の投票所になるものですが、そちらのほうを南部、飛鳥路区の投票所と統合することとなりました。それに伴い、投票所が減ることに伴いまして選挙期間中に移動投票所を考えております。これはそれぞれの集会所なりを各地区回りまして期日前投票をしていただくというものでございます。それに係るテントであったり、備品の計上もしております。

続きまして、ページが飛びますが15ページをお願いいたします。

15ページ、8款消防費、1項消防費で常備消防費として59万2,000円を計上しております。相楽中部消防組合の補正予算の増額に伴いまして笠置町負担分を計上したものでございます。

9款教育費、1項教育総務費で教育委員会費として16万5,000円を計上いたしております。これにつきましては、相楽東部広域連合の補正予算の増額に伴い計上したもので16万5,000円の増額となっております。以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします予算について説明いたします。

11ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費におきまして、マイナンバーカード交付事業で役務費11万円を計上しております。本人限定郵便で送らせていただく送料を計上しております。

続きまして、13ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費におきまして、塵芥処理事業で負担金及び交付金17万5,000円を計上しております。相楽東部広域連合へのごみ袋等の購入費の増額でございます。以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管します歳出について御説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費で障害者自立支援医療費給付事業としまして10万円を計上させていただいております。これにつきましては、対象者の増により支出見込みの増額に伴

うものでございます。

続きまして、4目老人福祉費で介護保険特別会計繰出金事業ということで173万4,000円を計上させていただいております。これは特別会計の補正に伴いまして、一般会計からの繰り出し分ということで173万4,000円をこちらのほうで計上させていただいているものでございます。

それから、5目老人福祉施設費で老人福祉施設運営事業、つむぎてらす運営事業で18万5,000円を計上させていただいております。これについては、光熱水費の高騰に伴うもので需用費18万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費でございます。児童公園維持管理事業ということで9,000円を計上させていただいております。これにつきましても、光熱水費の高騰に伴うの支出見込額の増額で9,000円を計上させていただいております。

それから、2目保育園費でも保育所事業ということで需用費23万5,000円を計上させていただいております。これにつきましても光熱水費の高騰に伴うものでございまして、23万5,000円を計上させていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

10ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費で、笠置いこいの館管理運営事業におきまして報酬で134万3,000円を計上しております。この中には会計年度に係る人件費といたしまして2万3,000円、残りの132万円につきましては、午前中に可決いただきました裁判に係ります和解による弁護士報酬といたしまして132万円を計上しておるところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、4目産業振興会館費につきましては、需用費で222万3,000円を計上しております。電気代の上昇に伴います費用を計上しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

建設産業課が所管します歳出について説明させていただきます。

14ページの一番下の欄並びに15ページの上段を御覧ください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節委託料で94万6,000円の補正を計上させていただいております。内容につきましては、入札参加審査システム並びに電子入札システムの運用に伴い、セキュリティー確保の観点から永続型ライセンスの取得及び端末2台へのセットアップ、接続費用でございます。

各システムの運用に関しましては、既存のインターネット回線での使用を想定しておりましたが、あらゆる業者さんから電子で資格審査の申請なり入札をいただくこととなります。資格審査においては約1,000件申請がございますので、セキュリティー確保の観点から専用回線を引き、セキュリティーのライセンスを取得し、ウイルス感染防止策をするものでございます。

次に、15ページの2段目を御覧ください。

7款土木費、4項住宅費、2目住宅管理費、11節役務費で18万5,000円、同じ款目の15節原材料費で65万8,000円を計上させていただいております。内容につきましては、町営住宅において既に当初予算での整備予定後の入居がございましたので、今後の住宅入居の申込みや災害発生時等においてのストック、住宅確保を目的に2戸分を整備する予算の確保をするもので、フローリング材や断熱材の原材料費、大工さんへの労務手数料を計上させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

京都府の府会議員選挙に伴いまして投票所を減らすということでは言われていました。それに伴いまして移動投票所を考えるということですが、投票所が減って不利益とならないような運用が求められると思うんですが、移動投票所は実際どういうふうな運用になるのか、具体的に説明を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事兼総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今想定しておりますのは、町で持っております軽のワンボックス型の公用車を使いまして投票箱の設置をいたします。選挙管理委員、投票管理者、投票立会人に乗っていただきまして、今思っていますのは各地区の集会所を予定しております。そこに時間を区切りまして移

動して、投票人さんに選挙に来ていただくということを考えております。

今回の府議会議員選挙につきましては、投票用紙が1つでもありますので導入する数が、多くは国の選挙とかでしたら2票、3票となってきますけれども、今回府議会で初めて導入するに当たって、まずワンボックス型の公用車で各地区を回るというふうに考えております。

期日前投票所につきましては、今までどおり役場といこいの館のほうの2階で設置を予定しております、その間の1日をかけて各地区を回るというふうに考えております。

アンケートも取らせていただきまして、北部、切山地区の方につきましては、体育館の出入りについても危険である、それから、どちらにしても車で移動というところもお答えもいただいておりますので、十分投票の機会が奪われないように、役場で固定とした期日前投票所と各地区を移動する投票所で皆さんに投票機会をつくっていただくというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第51号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第51号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第24、議案第52号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第52号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）

の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,335万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億814万9,000円とするものです。

主な提案内容は、支出見込みによります保険給付費の増額と成年後見人制度の利用に伴う費用の計上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、失礼いたします。

議案第52号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件について御説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましてですが、歳入につきましては、歳出の保険給付費等で計上している金額につきまして法定の公費負担分となっておりますので、細部の説明は省かせていただきますので御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、1款保険料で294万1,000円を計上させていただいております。

また、3款国庫支出金、1目介護給付費負担金で257万7,000円、同じく3款国庫支出金で2項の国庫補助金で1目調整交付金で77万1,000円を、それから、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の事業）で16万3,000円を計上しております。

また、4款支払基金交付金では347万8,000円を計上させていただいております。

5款府支出金、1目の介護給付費負担金では161万円を計上させていただいております。

8ページでございます。

同じく5款府支出金で、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の事業）分では8万1,000円を計上させていただいております。

それから、7款繰入金では、1目介護給付費繰入金として161万円を、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の事業）で12万4,000円を計上させていただいております。

9ページをお願いいたします。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

まず、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございます。1目居宅介護サービス給付費では1,006万円を計上させていただいております。これにつきましてはデイサービスなど在宅の方のサービスの利用ということで、今年度支出見込額による補正ということで計上をさせていただいております。

2目地域密着型介護サービス給付費では23万5,000円を計上させていただいております。これにつきましても、今年度の支出見込額に伴う補正ということで上げさせていただいております。

それから、3目施設介護サービス給付費です。これにつきましては、今年度の支出見込額から補正をさせていただいておるんですけれども、特養など施設入所されている方のサービスということでございます。

それから、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費で4目介護予防サービス計画給付費でございます。これについても、今年度の支出見込額による補正ということで11万4,000円を計上させていただいております。

それから、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業で、3目で権利擁護事業費として42万2,000円を計上させていただいております。これにつきましては、身寄りがいないなどの理由で親族等による法定後見の申立てができない方に対しまして、親族等に代わって町長が家庭裁判所に申立てを行い、申立てに必要な費用の一部または全部を町が負担するというので、今回2名分の費用を計上させていただいております。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第52号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第52号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第25、発議第1号、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書の件を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。西昭夫議員。

7番（西 昭夫君） 発議第1号、令和4年12月16日、提出者、笠置町議会議員、西昭夫、賛成者、笠置町議会議員、向出健議員、同じく由本好史議員、同じく坂本英人議員、同じく田中良三議員。

GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書（案）について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条1項の規定により提出いたします。

提案理由。

国においては、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に基づき、平成30年度から5年間で、単年度1,805億円の地方財政措置が行われているが、GIGAスクール構想におけるICT環境の整備に係る財政措置について、地方公共団体の財政に関わる重大な問題であることから、機器の更新費用など必要な費用について、恒常的な国庫補助制度が可能となる財政措置を求めるため、提案いたします。

GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書（案）。

子どもたちが豊かな創造性を備え、変化の激しい未来社会を自律的に生き抜いていくために、一人ひとりの個性や能力に合わせた教育の実現を図るとともに、持続可能である活力ある未来社会の担い手として、求められる資質や能力を育成する教育環境を整備することは、我が国の初等中等教育において極めて重大な課題となっています。

政府・文部科学省におかれては、こうした点を踏まえ、また、コロナ禍における遠隔授業等の実施を早期に可能とするため、令和5年度までとされていた「GIGAスクール構想」に基づく整備計画を前倒しされ、全国の地方自治体への強力な財政支援を行い、令和3年度までに児童生徒一人1台の端末（タブレット端末）の整備は、全国的にほぼ完了したところ です。

戦後復興期から今日に至るまで、理科教育振興法や産業教育振興法による全国の学校の教育水準の向上政策が、子どもたちの未来を開き、我が国社会の発展の礎となってきたように、今後、情報端末を子どもたち一人ひとりが常時活用できる環境を基盤として教育を推進する

ことは、国の基幹的な教育政策となったと言っても過言ではありません。文部科学省の方針としてデジタル教科書を順次導入していくことが決定していますが、それも、全ての児童生徒が情報端末を使って学ぶ環境が維持されてこそ実現するところです。

しかしながら、地方自治体の財政力は、自治体ごとに違いはあるとはいうものの、総じて脆弱であり、国の強力な財政支援がなければ情報端末や通信環境等の整備・維持を、将来にわたって行っていくことは大変困難です。本町においても財政状況は厳しく、今後見込まれる多額の関係経費の財政確保は難しい状況にあります。

つきましては、今後のさらなる情報教育環境の実現に向け、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、その適切な活用に係る環境を整えるため、下記のとおり、機器の維持・更新、高速ネットワーク維持向上、学習支援ソフトウェア等の購入、機器の適切な活用促進のための人的条件整備などへの恒常的な地方自治体への支援制度を国において整備されますことを要望いたします。

記

1. 一人1台端末（タブレット端末）の整備・修繕・更新、活用に係る通信及び回線速度改善等に係る恒常的な国庫補助金措置を講じること。

2. 学習支援ソフトウェア・ハードウェア等の購入経費に係る支援を図ること。

3. 通信費に対する財政支援を講じること。

4. 情報通信技術支援員等（ICT支援員等）の配置及び充実への支援を図ること。

5. デジタル教科書無償化及びその活用に対する支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月22日。

京都府相楽郡笠置町議会議長、大倉博。

宛先、衆議院議長、細田博之殿、参議院議長、尾辻秀久殿、内閣総理大臣、岸田文雄殿、財務大臣、鈴木俊一殿、文部科学大臣、永岡桂子殿。

よろしく願いいたします。

すみません、日付が間違っていました。令和4年12月22日。

令和4年12月16日。

議長（大倉 博君） 質疑、討論を省略してよろしいか御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第1号、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、発議第1号、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月22日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後2時06分